

令和4（2022）年度 足利市介護予防・生活支援サービス事業  
第1号訪問事業（基準緩和型訪問サービス）業務委託仕様書

1 目的

生活援助を必要としている者に対し、家事援助等の自立支援のための生活支援サービスを提供することにより、介護を要する状態になることを予防し、要支援状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 対象者

要支援認定を受けている者又は総合事業対象者

ただし、訪問型短期集中予防サービス以外の第1号訪問事業を利用していない者

3 委託業務内容

(1) 実施時間及び回数

1回あたり1時間（1日の上限なし）とし、月に10回までとする。

(2) 実施期間

介護予防サービス・支援計画表（以下「ケアプラン」という。）に記載された期間とする。

(3) 内容

ア サービス提供準備

利用者との契約、サービス担当者会議への参加、支援計画の作成及び利用者  
と介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）への交付

イ ケアプランに基づく生活支援

ウ 「実施記録簿（様式第1号）」（以下「記録簿」という。）の作成、利用料の徴  
収、領収書の発行及び委託料の請求

エ ケアマネジャーへの報告、連絡及び相談

(4) 利用料

1時間あたり100円とし、材料等の実費は利用者負担とする。

(5) 担当職員

ア 管理者（支障が無い場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）

イ サービス提供責任者 従事者のうち必要人数

ウ 従事者 必要人数

エ 管理者およびサービス提供責任者は、委託契約時に氏名、生年月日、有する資  
格を市に届出すること。また、変更があった際は速やかに再届出すること。

(6) 従事者の資格要件

介護福祉士、介護職員初任者研修等の修了者又は市が指定する一定の研修受講  
者（シルバー人材センターにおいては当該センターの会員）。

(7) 設備

事業運営に必要な広さを有する専用の区画

(8) その他

- ア 従事者の清潔の保持や健康状態の管理に努める。
- イ 利用者が高齢であることに配慮し感染予防に努める。
- ウ 従事者又は従事者であった者は業務上知り得た秘密の保持を厳守する。
- エ 事故発生時の体制を整え、対応方法を従事者に研修する。
- オ 事業を廃止又は休止する場合は速やかに届け出を行い、利用者が不利益を生じないようにする。

4 単価及び委託料

1時間当たり1,010円とし、そのうち、100円を利用料として利用者から徴収し、910円を委託料として実績に応じ市に請求する。

事業者は毎回又は1か月分まとめて利用者から利用料を徴収する。

5 事業の実施

(1) 利用者との契約

- ア 事業者への訪問依頼があった場合、利用開始日までに利用者との契約を締結する。
- イ 利用者から提出が必要な書類の受領や、利用者に必要な情報を提供する。

(2) ケアマネジャーとの連携

従事者は、サービス担当者会議に参加し、ケアマネジャーからケアプラン及び実施に必要な情報の提供を受けるとともに、常に利用者の情報や目標、支援方針を共有し支援にあたる。

(3) 個別サービス計画

- ア 従事者は、利用者の同意を得てケアプランに連動した個別サービス計画を作成し、利用者及びケアマネジャーに交付し、これに沿ってサービスを提供する。
- イ 従事者は、利用者の心身の状況を把握し、安全に配慮しサービスを提供するとともに、ケアプランに無いサービスは提供してはならない。
- ウ 利用者の自立を妨げるような支援（利用者が出来る事まで手伝ってしまうこと）を提供してはならない。
- エ 利用者が本事業と「暮らしのお手伝い事業」を併用している場合、事業ごとに提供しているサービスを区別するよう留意する。

(4) 緊急時の対応

- ア サービスの提供に際しては、緊急時に速やかに対応できる体制を整えること。
- イ 事故が発生したときには、速やかに必要な措置を講じるとともに、市、ケアマネジャー及び利用者の家族等に連絡するとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、市に報告書を提出しなければならない。

(5) 事業報告

ア サービス提供の状況は記録簿に記録し、担当職員の印又は署名及び利用者の確認印又は署名を得る。

イ 個別サービス計画で定めた目標の達成状況について、毎月モニタリングを行った結果を記録簿に記録する。

ウ 利用月毎に記録簿、「実施報告書（様式第2号）」及び委託料の請求書を作成のうえ、翌月10日までに市に提出し、記録簿の写しを担当のケアマネジャーに送付する。

エ なお、利用者が本事業と「暮らしのお手伝い事業」と併用している場合、報告内容を混同しないように留意する。

6 この仕様に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。